

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」に係る意見募集の結果について

令和7年1月17日

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」について、令和6年10月22日から同年11月20日まで御意見の募集を行ったところ、2件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下のとおりまとめました。なお、とりまとめの都合上、適宜要約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>パスポート申請をはじめとして、行政手続においてマイナンバーカードの提示により住民票、戸籍謄本等の提出を不要にして欲しい。</p> <p>また、本籍と住所が異なる場合に事前申請しないとコンビニで戸籍謄本が入手出来ないとなっているところ、当該事前申請を不要にして欲しい。</p>	<p>現行においても、法令の規定により申請等に際し住民票の写しを添付することが規定されているものについて、個人番号カードの提示により行政機関等が当該住民票の写しにより確認すべき事項に係る情報を入手することができる場合には、当該法令の規定にかかわらず、住民票の写しを添付することを要しないこととされています。（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条）。その他の御意見については、今後の施策検討にあたっての参考とさせていただきます。</p>
<p>（1）カード代替電磁的記録については、（個人番号カードにはある）独自性のあるICチップの存在が無い事から、個人番号カードのICチップを用いた認証よりもセキュリティについて問題となる部分があると考えられるのであるが（また、物理的カードとしての個人番号カードの偽造を行う必要も無い。）、一応、市民（国民・住民）にとっての利便性のために許容する考えであ</p>	<p>カード代替電磁的記録に係る仕組みは、移動端末設備の各種証明書の搭載や利用に関する国際標準に準拠するとともに、必要な対策を講じることにより、セキュリティを確保してまいります。</p> <p>また、カード代替電磁的記録は、個人番号カードの発行を受けている者に限り、その者の申請により、発行を受けることができることとしております（改正後の行政手続</p>

る。  
ただし、行政は、カード代替電磁的記録については、個人番号カードの交付を受けた市民（又、もし個人番号カードの交付を受けていなくても当該手段の利用が可能というのであれば個人番号カードの交付を受けていない市民も）が、その利用について、行政に申出を行い、機能停止状態（加えて有効化・発行・利用可能化等の手続を行おうとした場合に、市民本人にしっかりとした確認を行い、また市民本人に連絡が行われるようにする事を含む。）に出来るようにしていただきたい。その方が市民の安全が確保出来、また行政手続の公正性も確保されるはずと考える。

（２）その他所要の規定の整備及び必要な経過措置の整備について、具体的内容が分からないので意見を行えない。具体的内容について示して再度意見公募手続を行っていただきたい。

における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 18 条の 2 第 1 項）。

なお、意見公募手続の趣旨は、法令の改正内容について事前に、広く一般から意見を募り、その意見を考慮することにより、行政運営の公正さの確保と透明性の向上を図り、国民の権利利益の保護に役立てることにあります。この点、今般の改正における具体的内容を可能な限り具体的かつ明確に改正概要に記載した上で意見公募手続を行っているところですので、改めての意見募集は予定しておりません。